



携帯電話用
QRコード

平成19年度から住民税の負担額が変わります

住民税は2倍!?! 所得税は半分!?! 国から地方へ ぜいげんいじょう 税源移譲

1 所得税から住民税への税源移譲

税源移譲とは…

地方自治体は、地方税以外に、国が国税として集めた財源の中から国庫補助金などの財源を受けて行政サービスを行っています。しかし、この仕組みは、さまざまな制約があり、地域の実情にあったものではありませんでした。

このため、地方自治体が自主的に財源確保を行い、住民にとって、真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう、平成18年度の国の税制改正によって、国税である所得税の一部(3兆円規模)を地方税である住民税に移すことになりました。

このことを税源移譲といい、平成19年度から所得税と住民税の税額が変わります。

Q どうして変わるの?

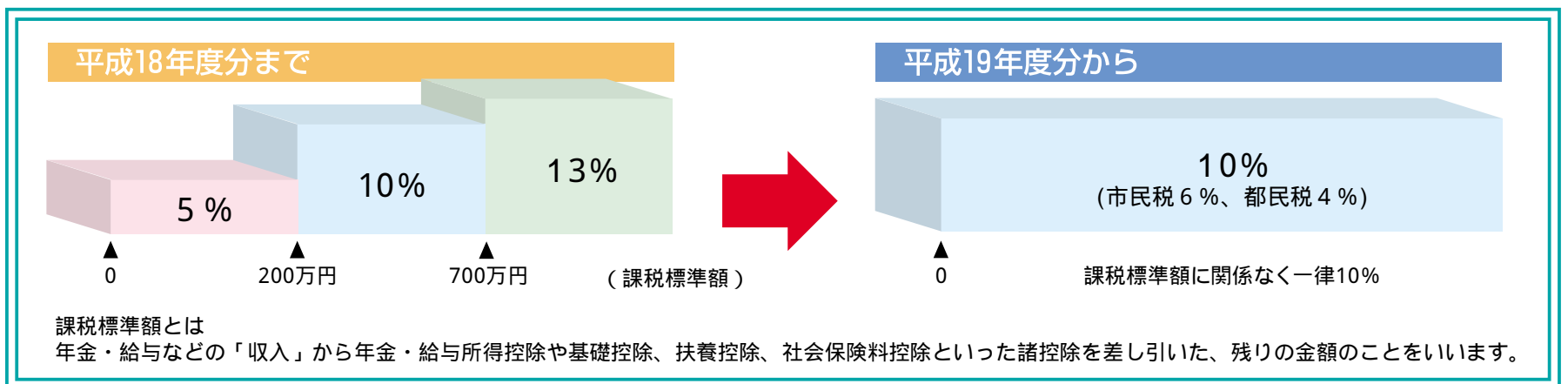
A 地方自治体の財政力を強くし、身近な行政サービスをより効率よく行うためです。

Q 住民税はどう変わるの?

A 税率が一律10%になります。

住民税には、所得に応じて負担する所得割と、一定額を負担する均等割があります。

このうち、所得割の税率が、現在の3段階(5%、10%、13%)から、一律10%(市民税6%、都民税4%)の税率に変わります。



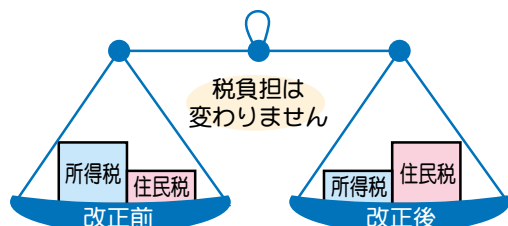
Q 税負担はどうなるの?

A 税源移譲による住民税(地方税)と所得税(国税)を合わせた税負担は基本的に変わりません。

税源移譲によって住民税所得割の税率が一律10%になり、所得税の税率も現在の4段階から6段階に変わります。

これは、住民税と所得税を合わせた税率が、平成18年度以前と変わらないようにするためです。

ただし、定率減税の廃止によって発生する税額は増えることになります。



Q いつから住民税と所得税の負担額は変わるの?

A 住民税と所得税の納付方法によって異なります。納付時期は次のとおりです。

給与所得者の場合

毎月の給料から税金が天引きされている人は、平成19年1月から源泉徴収される所得税が安くなり、平成19年6月から徴収される住民税が高くなります。

年金受給者の場合

平成19年2月から源泉徴収される所得税が安くなり、平成19年6月から納付する住民税が高くなります。

事業所得者の場合

平成19年6月から住民税が高くなり、平成20年3月の確定申告から(予定納税は平成19年7月から)所得税が安くなります。